

分野別評価結果等の活用について

(1) 通則

事項	備考
活用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価結果 ✓ 評価結果の根拠をなす資料
分野別評価の種類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 下記①～③の何れか <ul style="list-style-type: none"> ①. 専門職短期大学の分野別認証評価 ②. 認証評価ではない分野別評価のうち、本協会があらかじめリスト化するもの ※リストは、本協会ウェブサイトで掲示します。 ③. その他、本協会が個別に審査して適當としうるもの。 ※リストにない分野別評価の結果等を活用予定の短期大学は、下記「申し出の手続」によって申し出てください。
申し出の手続	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記「分野別評価の種類」③の場合は、指定する時期に必要な資料を本協会に提出してください。 <p><時期> 評価を受ける前年度の5月1日から5月31日</p> <p><申請資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別評価結果等の活用にかかる申請書（様式21）、 ・評価結果 ・評価基準
活用可能な範囲となる評価事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準2及び基準4

考慮できる分野別評価を受けた時期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前回の機関別認証評価を受けてから、今回の評価（同時受審含む）まで。 <p style="margin-left: 2em;">(例) 2022 年度短期大学認証評価申請（前回 2015 年度申請）の場合</p> <p style="margin-left: 2em;">…2016 年度～2022 年度の間に受けた分野別評価に関する資料が活用可能</p>
------------------	---

(2) 評価基準ごとの取扱い

<基準2>

事項	備考
点検・評価報告書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 点検・評価項目③（内部質保証の運用実態に触れ内部質保証が有効に機能していることを説明する箇所）においては、内部質保証にかかる取り組みの一つとして、分野別評価を受けたことに言及する。 なお、分野別評価で提言等の指摘を受けた場合は、どのような指摘を受け、そして短期大学としてどのように受け止めて対応したかを言及することが必須。
根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ハンドブック資料編〔資料6〕で例示されている下記の根拠資料について、それぞれ①～③の資料を活用可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・各学科等が点検・評価の結果作成した報告書等の資料 → ①分野別評価時の点検・評価報告書 ・外部評価結果 → ②分野別評価の結果 ・各学科等がとった改善・向上措置を示す資料 → ③改善報告に関する資料（改善報告書などがある場合） ✓ 学科の一部が分野別評価を受けているに過ぎない場合。その時は、評価を受けていないものについて自己点検・評価等を行ったことが分かる資料も別途必要。

<基準4>

事項	備考
点検・評価報告書 (全学的観点からの記述)	<p>✓ 通常通り記述。</p>
点検・評価報告書 (学科・専攻科への言及)	<p>✓ 分野別評価を受けた学科を例示の対象とする場合、その学科については分野別評価結果等を参照先とすることで記述を簡易にすることが可能。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【記述例：教育課程の実態（点検・評価項目③）】</p> <p>○○専門職学科の教育課程については、○○科目（主に1年次）と○○科目（1～2年次）による段階的な教育課程を編成している（カリキュラムの詳細は、資料X-X「20XX年度○○教育評価点検・評価報告書」「20XX年度○○教育評価結果」参照）。</p> </div> <p>◆ 活用するにあたっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別評価を受けた後にカリキュラム改定をしている場合は、そのことを説明し、改定後も適切であることを証明することが必要。 ・ 分野別評価を受けていない学科がある場合は、例示はそうした学科からも必ず取り上げること。 ・ 分野別評価を受けた学科であっても、対象となっていない専攻などの教育課程がある場合は、分野別評価結果等を活用しつつも、そうした専攻についても追加的な記載が必要。
根拠資料	<p>✓ 記述を直接に裏付ける資料である限りにおいて分野別評価の評価結果、その根拠をなす資料を活用可能。</p>

以上